

配偶者暴力防止法の施行状況（令和2年度）

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室

1 配偶者暴力相談支援センター

(カ所)

区分	全国	北海道
配偶者暴力相談支援センター数（R2.3末現在）	287	20

2 相談

(件)

区分		全国（令和元年度）		北海道（令和2年度）	
配偶者暴力に関する相談件数		119,276	R元：119,276 H30：114,481	3,066	R元：2,841 H30：2,783
① 相談形態	来所	36,506	(31%)	763	(25%)
	電話	77,868	(65%)	2,181	(71%)
	その他（出張相談等、来所及び電話以外の相談）	4,902	(4%)	122	(4%)
② 性別	女性（相談者）	116,374	(98%)	2,977	(97%)
	男性（相談者）	2,902	(2%)	89	(3%)
③ 加害者との関係	婚姻関係（婚姻の届出あり）	95,217	(80%)	2,245	(73%)
	事実婚（婚姻の届出なし）	3,279	(3%)	71	(2%)
	婚姻の届出有無不明	1,612	(1%)	33	(1%)
	離婚済	15,158	(13%)	632	(21%)
	生活の本拠を共にする交際相手	2,936	(3%)	60	(2%)
	生活の本拠を共にした元交際相手	1,074	(1%)	25	(1%)

3 保護命令（平成13年10月～令和3年3月の累計）

(件)

区分	全国	北海道
保護命令発令（認容）件数	39,168	2,143
生命等に対する脅迫のみを理由とするもの	6,792 (17%)	249 (12%)
① 被害者に関する保護命令のみ発令された件数	14,685 (38%)	1,400 (65%)
ア. 接近禁止命令のみ	6,135 (16%)	751 (35%)
イ. 退去命令のみ	95 (0%)	1 (0%)
ウ. 接近禁止・退去命令	2,079 (5%)	116 (5%)
エ. 接近禁止・電話等禁止命令	4,787 (12%)	459 (21%)
オ. 接近禁止・退去・電話等禁止命令(事後発令含む)	1,575 (4%)	72 (3%)
カ. 電話等禁止命令	14 (0%)	1 (0%)
② 「子への接近禁止命令」と「親族等への接近禁止命令」が同時発令された件数 (①以外。事後発令含む)	5,933 (15%)	142 (7%)
③ 「子への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	15,427 (39%)	490 (23%)
④ 「親族等への接近禁止命令」が発令された件数 (②以外。事後発令含む)	3,123 (8%)	111 (5%)

4 一時保護

(件)

区分	R2実績	備考	
配偶者暴力被害者の一時保護件数（道内）	136	R元：183	H30：190
道立女性相談援助センター	40 (29%)	R元：66 (36%)	H30：68 (36%)
一時保護業務外部委託	96 (71%)	R元：117 (64%)	H30：122 (64%)

注1) 全国の件数は内閣府男女共同参画局調べ、北海道の件数は北海道環境生活部調べ

注2) 道内の配偶者暴力相談支援センターは、道立女性相談援助センター、道庁、各(総合)振興局(14カ所)、札幌市(2カ所)、旭川市、函館市

注3) (%)は、各区分毎の割合

注4) 保護命令発令件数は、最高裁判所提供の資料による(当該データの使用には内閣府を通じて最高裁判所への報告が必要)

注5) 一時保護業務外部委託件数は、民間シェルター(8団体)、母子生活支援施設等(4施設)の計